

2012年4月24日 全2頁

自己株取得に係る市場規制 緩和の延長(12年4月)

金融調査部 制度調査課 横山 淳

[要約]

- 現在、相場操縦に関連した自己株式取得規制は、2012年4月30日まで緩和されている。
- それをさらに 2012 年 10 月 31 日まで延長する方針が、 4 月 20 日、金融庁から公表された。
- なお、緩和の内容は、(1) 1日の買付数量の上限を、直近4週間の1日平均売買高の25%から100%に引き上げ、(2) 引け前30分間の買付けを可能とするというものである。
- 1. 自己株式取得に係る緩和措置の再延長(12年4月末まで)
- ○市場安定の観点から、現在、今年(2012年[平成24年]) 4月30日までの特例として、**自己株式** 取得に係る市場規制が緩和されている¹。
- ○この緩和措置は、**相場操縦防止の観点から**、金融商品取引法及びその内閣府令により**規定された規制を、暫定的に緩和**するものである(詳細は次頁参照)。
- ○2012 年 4 月 20 日、**金融庁**は、この緩和措置を延長して、<u>2012 年 10 月 31 日まで延長</u>する方針を公表した²。これに基づき、関係内閣府令の手当が行われ、2012 年 4 月末までに公布される予定である。

・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和」(2008年10月14日付レポート)

¹ この緩和措置については以下のレポート参照。

[・]堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長の公表」(2008年12月16日付レポート)

[・]堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の再延長」(2009年3月31日付レポート)

[・]堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針」(2009年7月24日付レポート)

[・]堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 0910」 (2009 年 10 月 23 日付レポート)

[・]堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 1001」(2010 年 1 月 26 日付レポート)

[・]横山淳、堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 1004」(2010 年 4 月 26 日付レポート)

[・]横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 1007」(2010年7月26日付レポート)

[・]横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 1010」(2010 年 10 月 25 日付レポート)

[・]横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針(11年1月)」(2011年1月24日付レポート)

[・]横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長(11年4月)」(2011年4月25日付レポート)

[・]横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長(11年 10月)」(2011年 10月 25日付レポート)

² 金融庁のウェブサイト(http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120420-3.html)参照。

2. 緩和措置の概略

- ○ここで、**自己株式取得に係る市場規制の緩和**とよばれているものは、以下のような措置のことである。
- ○上場会社による自己株式取得については、本来、相場操縦防止の観点から、金融商品取引法及びその内閣府令により、大枠、4つの規制が設けられている(金融商品取引法 162 条の2、有価証券等の取引等の規制に関する内閣府令 16 条~23 条)³。それが、現在、我が国株式市場の状況にかんがみ、上場会社による自己株式取得を円滑に行うことができるように、次のような緩和措置が講じられている。

金融商品取引法上の自己株式取得に係る市場規制(本来の規制と緩和措置の比較)

	本来の規制	緩和措置
① 1日の買付数量の上限	直近4週間の1日当たり平均売買高の25%	直近4週間の1日当たり平均売買高 の 100%
② 買付時間	取引終了時刻の直前30分は禁止	適用せず(つまり、引け前30分間 も買付け可能)
③ 買付価格	直近の売買価格を上回らない価格	同左 (変更なし)
④ 証券会社数	1日1社の証券会社のみを通じた 買付け	同左 (変更なし)

- ○この緩和措置は、現在、2012 年 4 月 30 日までの時限的な措置とされているが、前述のとおり、**2012 年 10 月 31 日まで延長する方針**が公表されたのである。
- ○なお、従来、この緩和措置は「3ヶ月」ごとに延長が行われてきたが、2011 年4月の延長の際に、「6ヶ月」の延長が行われた。これは、東日本大震災の影響を踏まえたものと報じられた⁴。今回(2012年4月)も、前回(2011年10月)及び前々回(2011年4月)に続いて「6ヶ月」の延長とされている。

⁴ 2011 年 4 月 23 日付日本経済新聞など参照。



³ 東証のウェブサイト(http://www.tse.or.jp/rules/stock/guideline/guideline_naikaku.html)参照。